

事前分析表の見直し(概要)

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

施策 (1)「日本型食生活」の実践に通じた食育の推進と国産農林水産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承

現行
↓
見直し

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
②「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大	イ. 国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合	4% (27年度)	12% (30年度)	6.6% (7.5%)	9.3% (6.7%)	12% (11.0%)			<p>国産農林水産物の消費拡大のためには、国産農林水産物を意識して購入する消費者割合の増加とそれを供給する事業者による国産消費拡大に向けた取組が必要である。</p> <p>このため、対象となる行政レビューシートで、それぞれに対応した「①国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」と「②国民運動に参加する事業者・団体数」をアウトカム指標として設定しているところである</p> <p>一方、施策評価においては、常時把握可能な「国産農林水産物消費拡大に参加する事業者数」を測定指標として設定していたが、外部有識者等からの意見を踏まえ、消費拡大の取組がどれだけ国民の意識変容に効果があったかを示す測定指標である「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」を追加することとした。</p>	<p>基準値である平成27年度の4%を3年間で3倍まで増加させることとして、「30年度までに12%に向上」を設定した。また、平成29年度から平成30年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定程度増加するものとして設定した。</p>	<p>国産農林水産物消費拡大国民運動「フード・アクション・ニッポン」取組において消費者アンケートを実施して把握。</p>	<p>国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合 *「FANの取組によって国産農林水産物を意識して購入するようになった層」=「FANの取組を経験し、国産品を意識して購入するようになった層」×「FANの取組の経験者割合」</p>	S ↑ 直
従前と同じ	ア. フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合(*)	63.9% (29年度)	80% (2年度)			70%	75%	80%	<p>食料の安定的な供給に向け、農業と食品産業の健全な発展を図るためには、国産農林水産物の消費拡大を推進することが重要であることから、国産農林水産物を意識して購入する消費行動の増加とそれを供給する事業者の活動を兼ね備える「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合」を測定指標として選定した。</p>	<p>目標は、「フード・アクション・ニッポン アワード」の審査委員企業の流通販路を通じて、消費者に届ける制度にした平成29年度の実績値63.9%を基準値とし、3年後の令和2年度までに「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞産品のほぼ全品の売上げを向上させることを目標に80%を目標値に設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、すう勢による増加を見込んで設定した。</p>	<p>調査方法：フード・アクション・ニッポン アワード事務局によるアンケート調査 作成時期：年度末 算出方法：フード・アクション・ニッポン受賞・入賞後に売上げが増加した製品数/調査製品数 データの所在：農林水産省食文化・市場開拓課</p>	<p>達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 (A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満)</p>	F ↑ 直

設定理由

- ・ 現行の測定指標は大規模なアンケート調査が必要であり、予算が縮減する中、アワード事務局(委託事業)で把握できる測定指標とした。
 - ・ 国民の行動変容の変化は、社会情勢等など外的要因に大きく影響を受けるため、商品の購買という直接の行動を測ることができる指標とした。
- (*) フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合
「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品数」÷「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞数」

事前分析表の見直し(概要)

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

施策 (1)「日本型食生活」の実践に通じた食育の推進と国産農林水産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
②「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大	ア. 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数	9,434社 (27年度)	12,000 (30年度)	10300 (9,553)	11100 (10,192)	12000 (10,667)			消費者と食の関わり方が多様化する中、生産者と食品関連事業者等との連携を行い、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進することが重要である。このため、国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数を測定指標として設定した。	目標値は、今後3年間で、国産を重視する食品産業者(約12万社)の10%が、国産農林水産物消費拡大運動に参加するとして設定した。	調査方法: フード・アクション・ニッポン アワード事務局に登録された推進パートナー数 作成時期: 年度末 算出方法: 既存推進パートナー数 + 新規事業者 - 退会事業者数 データの所在: 農林水産省食文化・市場開拓課	達成度合(%) = 当該年度実績値 ÷ 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	S ↑ -直

見直し

	【削除】 (ア. フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合と一本化)												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

設定理由

- 測定指標である「国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数」について、平成30年度目標12,000社のところ、実績が10,667社と達成度合は89%となっている。
- 今後は参加する事業者数の増加ではなく、魅力ある国産農林水産物の生産・供給やそれらを積極的に情報発信する事業者を支援することが必要と考える。
- 以上のことから、この測定指標は廃止し、「フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合」の測定指標と一本化することとする。

事前分析表の見直し(概要)

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ③ 生産・加工・流過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

施策 (2) 食品産業の競争力の強化

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
③食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進	ア. 食品循環資源の再生利用等実施率	食品製造業94% 食品卸売業53% 食品小売業37% 外食産業17% (平成22年度)	食品製造業95% 食品卸売業70% 食品小売業55% 外食産業50% (令和元年度)	食品製造業95%(95%) 食品卸売業62%(60%) 食品小売業48%(47%) 外食産業33%(23%)	食品製造業95%(95%) 食品卸売業64%(65%) 食品小売業50%(49%) 外食産業38%(23%)	食品製造業95%(95%) 食品卸売業66%(67%) 食品小売業52%(51%) 外食産業42%(32%)	食品製造業95% 食品卸売業68% 食品小売業53% 外食産業46%	食品製造業95% 食品卸売業70% 食品小売業55% 外食産業50%	食品リサイクル法に基づき定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品産業の4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)に対し食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標(実施率)が定められていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。	各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、毎年度の目標値は、前年度の値を記入している。	出典: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく定期報告、食品循環資源の再生利用等実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 公表時期: 調査翌年度4月以降 算出方法: 上記出典を基に算出	食品リサイクル法に基づく食品産業における4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)における再生利用等実施率の実績値/4業種それぞれに定められた再生利用等実施率の目標値 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%未満、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	S↑一



見直し

従前と同じ	ア. 事業系食品ロス量	547万トン (平成12年度)	273万トン (令和12年度)	-	-	-	-	-	食品ロスの問題については、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に具体的な目標(ターゲット)が定められる等、国内外の関心が高まる中、我が国の食品産業においても、これまで以上の取組の推進が求められているところ。このような状況を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、令和元年に食品リサイクル法の基本方針を策定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年までに半減する目標を新たに設定したことから、これを測定指標として選定した。	目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12年度比で令和12年度までに半減とした。 なお、家庭系食品ロス量の目標についても、平成12年度比で令和12年度までに半減とする目標が設定されているところ。 目標達成に向けては、業界横断的な長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。	食品リサイクル法に基づく定期報告、食品循環資源の再生利用等実態調査(農林水産省大臣官房統計部)、食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査から算出。	評価に当たっては、事業系食品ロス量を基本としつつ、食品の生産・流通・消費に関する情勢の変化等食品ロスの発生要因を総合的に分析し、判定する。	F↓一他
-------	-------------	--------------------	--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------

設定理由

これまで、食品ロスの削減を含む食品産業における資源循環対策については、食品循環資源の再生利用等実施率の向上を目標とし、着実に実績を積み上げ一定の成果を上げたところ。一方、平成27年に国連の持続可能な開発目標(SDGs)に食品ロスの削減に係るターゲットが定められたこと等を受け、新たに事業系食品ロス量の削減目標を設定したところ。食品循環資源の再生利用等に当たっては、食品循環資源を飼料や肥料等に再生利用する取組よりも、食品廃棄物の発生自体を抑制することがより優先されるため、食品産業における取組の成果を測定する指標として「事業系食品ロス量」を選定した。

事前分析表の見直し(概要)

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

施策 (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
① 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	ア 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積	-	18,350ha (30年度)	15,920ha (15,920ha)	16,770ha (16,770ha)	17,610ha (17,630ha)	18,350ha (18,150ha)	-	東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用排水施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定した。	目標値には、農業・農村の復興マスタープラン(平成29年6月13日)に基づき、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において営農再開が可能となると見込まれる農地面積として、平成30年度約1.8万ヘクタールを設定した。	被災6県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)を通じて、進捗状況を把握。	達成度合 = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S ↑ 一直

見直し

従前と同じ	従前と同じ	-	18,420ha (元年度)	15,920ha	16,770ha	17,610ha	18,350ha	18,420ha	従前と同じ	「農業・農村の復興マスタープラン(平成29年6月13日)」を踏まえ、最新の復旧状況を市町村に聞き取りを行い、令和元年度までに18,420haの農地が営農再開可能と見込まれることから、これを目標値に設定した。	従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ
-------	-------	---	-------------------	----------	----------	----------	----------	----------	-------	---	-------	-------	-------

設定理由

目標値については、「農業・農村の復興マスタープラン」の改定に合わせて毎年度見直しを行っているところ。
本年度については、「農業・農村の復興マスタープラン(平成29年6月13日)」を踏まえ、最新の復旧状況を市町村に聞き取りを行い、営農再開可能面積の数値を目標値として設定する。
(参考: 現「農業・農村の復興マスタープラン」は平成29年度は6月13日に改定を実施。)

事前分析表の見直し(概要)

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

施策 (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
②湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少	イ 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	約1% (26年度)	約100% (32年度)	-	7% (9%)	18% (26%)	71% (71%)	88%	社会資本整備重点計画における農林水産省農村振興局の目標値	社会資本重点整備計画(平成27年9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑ 一直

見直し

従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ	約100% (2年度)	-	-	-	-	-	社会資本整備重点計画における海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁)全体の目標値	従前と同じ	従前と同じ	達成度合=当該年度実績値/令和2年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	-------	-------	----------------	---	---	---	---	---	--	-------	-------	--	-------

設定理由 昨年度の行政事業レビューにおいて、見直しを求められたことを踏まえ、新たな目標値を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で既に採用している社会資本整備重点計画に記載された海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省、水産庁)全体の目標値を採用することとした。

事前分析表の見直し(概要)

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

施策 (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
②湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少	ウ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等における整備率(計画高までの整備と耐震化)	約37% (26年度)	約57% (32年度)	-	49% (49%)	52% (61%)	54% (53%)	55%	社会資本整備重点計画における農林水産省農村振興局の目標値	社会資本重点整備計画(平成27年9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑ 一直

見直し

従前と同じ	従前と同じ	約39% (26年度)	約69% (2年度)	-	-	-	-	-	社会資本整備重点計画における海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁)全体の目標値	従前と同じ	従前と同じ	達成度合=当該年度実績値/令和2年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	-------	----------------	---------------	---	---	---	---	---	--	-------	-------	--	-------

設定理由 昨年度の行政事業レビューにおいて、見直しを求められたことを踏まえ、新たな目標値を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で既に採用している社会資本整備重点計画に記載された海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省、水産庁)全体の目標値を採用することとした。

事前分析表の見直し(概要)

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

施策 (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

現行
↓

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
②湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少	エ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約47% (26年度)	約68% (32年度)	-	64% (61%)	65% (62%)	66% (63%)	67%	社会資本整備重点計画における農林水産省農村振興局の目標値	社会資本重点整備計画(平成27年9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑ 一直

見直し

従前と同じ	従前と同じ	約43% (26年度)	約82% (2年度)	-	-	-	-	-	社会資本整備重点計画における海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁)全体の公表値	従前と同じ	従前と同じ	達成度合=当該年度実績値/令和2年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	-------	----------------	---------------	---	---	---	---	---	--	-------	-------	--	-------

設定理由

昨年度の行政事業レビューにおいて、見直しを求められたことを踏まえ、新たな目標値を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で既に採用している社会資本整備重点計画に記載された海岸四省庁(国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省、水産庁)全体の目標値を採用することとした。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ⑰ 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (1) 面的なまとまりを持った森林経営の確立

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①施業集約化等の推進	ア 民有林における森林経営計画の作成率	26% (平成25年度)	60% (平成32年度)	40% (31%)	45% (30%)	50% (29% (暫定値))	55%	60%	森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて、意欲ある者への長期的な施業委託等により森林経営計画を作成し、施業の集約化を推進する必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として、関連施策を推進する。	各年度の目標値については、各年度一定量(5%/年)で向上させ、平成32年度までに60%まで増加させることとした。	都道府県等からの実績報告により把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一直



見直し

従前と同じ	ア 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合	71% (平成27年度)	100% (令和10年度)	-	-	-	76%	78%	森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。	各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一差
-------	--------------------------------	-----------------	------------------	---	---	---	-----	-----	---	--	-------	---	------

設定理由

平成31年4月から森林経営管理法(平成30年法律第35号)が施行され、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度が措置されたところ。このような政策の見直しを踏まえ、集積・集約化が必要な森林での取組を評価できる指標として、「私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合」に見直すもの。なお、見直し後の指標は、森林経営計画が作成された私有人工林も含んでおり、現行の指標の一部を内包するとともに、公有林や天然林を除き、対象を私有人工林とすることで、真に集積・集約化が必要な森林を対象としたものとなっている。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ⑰ 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
②多様で健全な森林への誘導	ア 育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合	0.8% (平成25年度)	2.8% (平成30年度)	2.0% (1.5%)	2.4% (1.8%)	2.8% (2.0% (暫定値))	-	-	多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。	各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.4%/年)向上させ、平成30年度までに2.8%に増加させることとした。	事業実施都道府県等の実績報告により、当該年度において実施された誘導伐面積等を集計し、実績値を把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S1一差

見直し

従前と同じ	従前と同じ	1.9% (平成30年度)	2.9% (令和5年度)	-	-	-	2.1%	2.3%	従前と同じ	各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることとした。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H30基準値)÷(当該年度目標値-H30基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	-------	------------------	-----------------	---	---	---	------	------	-------	--	-------	---	-------

設定理由

森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に併せて、令和元年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな成果指標が示されたため、政策評価における目標を見直しするもの。
平成23年度の森林・林業基本計画における育成単層林から育成複層林へ誘導する面積は令和2年度までに10万ha程度とされていたところであるが、平成28年度の森林・林業基本計画の見直しの際、育成複層林の誘導ペースの見直しが行われ令和7年度までに10万ha程度と変更されたことから、基準値、目標値、各年の誘導割合を修正した。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ① 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (2) 再造林等適切な更新の確保

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①造林コストの 低減	ア 再造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合	11% (平成27年度)	30% (令和2年度)	15% (14.6%)	19% (20.0%)	23% (25.1% (暫定値))	27%	30%	植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。	各年度の目標値については、毎年度の造林面積に対する左記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和2年度までに30%まで増加させることとした。	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において伐採と造林の一貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、実績値を把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	F↑一差

見直し

従前と同じ	ア 人工造林 面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合	22% (平成29年度)	44% (令和5年度)	-	-	-	29%	33%	従前と同じ	各年度の目標値については、毎年度の 人工造林 面積に対する左記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、 令和5年度までに44% まで増加させることとした。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H29基準値)÷(当該年度目標値-H29基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	---	-----------------	----------------	---	---	---	-----	-----	-------	---	-------	---	-------

設定理由

森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に併せて、令和元年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな成果指標が示されたため、政策評価における目標を見直しするもの。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ① 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (2) 再造林等適切な更新の確保

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
③野生鳥獣による被害対策の推進	ア 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害発生面積が減少した市町村の割合	- (-)	対前年度以上 (各年度)	-	-	- (53%)	対前年度以上	対前年度以上	再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる被害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。 こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された(平成29年度施行)ところである。 このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。	各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。 ※「実績値」については、評価書実施時期までに評価対象年度の実績値の把握が困難なことから前年度実績値を用いて評価を行う。	都道府県等を通じて把握。	達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(前年度実績値)×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満	F↑一直

見直し

従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ	-	-	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	従前と同じ	各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。 ※(削除)	従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ
-------	-------	-------	-------	---	---	--------	--------	--------	-------	--	-------	-------	-------

設定理由 現行では、これまでは都道府県等からの報告が全て出そろうのに時間がかかっていたことから、評価書実施時期までに評価対象年度の実績値の把握が困難なため、前年度実績値を用いて評価を行うこととしていた。しかしながら、政策評価を適時・適切に実施することの重要性に鑑み、都道府県等に提出の前倒しについて要請し、理解を得られたため、8月下旬までに評価対象年度の実績値(今年度においてはH30年度の実績値)の把握を行えるようになったことから上記のとおり改正したい。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ① 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (3) 適切な間伐等の実施

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①水源涵養機能等の維持増進	ア 市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	73.61% (平成25年度)	77.78% (平成30年度)	76.11% (70.45%)	76.95% (69.12%)	77.78% (67.71% (暫定値))	-	-	地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林の割合を指標として関連施策を推進する。	各年度の目標値については、各年度一定割合(約0.84%/年)向上させ、平成30年度までに77.78%まで増加させることとした。	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-当該年度すう勢値)÷(当該年度目標値-当該年度すう勢値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一差

見直し

従前と同じ	従前と同じ	65.36% (平成30年度)	74.51% (令和5年度)	-	-	-	67.19%	69.02%	従前と同じ	各年度の目標値については、各年度一定割合(1.83%/年)向上させ、令和5年度までに74.51%まで増加させることとした。	従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ
-------	-------	--------------------	-------------------	---	---	---	--------	--------	-------	---	-------	-------	-------

設定理由

森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に併せて、令和元年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな成果指標が示されたため、政策評価における目標を見直しするもの。
森林所有者の経営意欲の低下や厳しい予算事情等により、間伐面積の実績が計画の6割程度にとどまったため、水土保全能力が良好に保たれている森林の割合の低下が抑えられず、平成30年度の現状値(65.36%)が目標値(77.78%)を大きく下回ったところ。このため、令和5年度の目標値は平成30年度の現状値を基準に必要な森林施策を行った場合の値として74.51%としたところ。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ⑬ 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (4) 路網整備による森林資源の利用促進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①路網整備による森林資源の利用促進	ア 生産性の高い林業経営の確立に必要な不可欠な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量	14億6千万㎡ (平成26年度)	23億4千万㎡ (令和7年度)	16億2千万㎡ (16億14百万㎡)	17億㎡ (16億95百万㎡)	17億9千万㎡ (17億74百万㎡) (暫定値)	18億7千万㎡	19億5千万㎡	戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。	各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」における令和7年までの望ましい路網延長(林道等:24万km、森林作業道:23万km)を達成した場合、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量が23億4千万㎡となることを踏まえ、林道等の整備を各年度一定量(約1.5万km/年)実施することとし、平成26年度の14億6千万㎡から令和2年度の19億5千万㎡まで増加させることとした。	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H26基準値)÷(当該年度目標値-H26基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一差

見直し

従前と同じ	従前と同じ	16億9千万㎡ (平成30年度)	20億7千万㎡ (令和5年度)	-	-	-	17億7千万㎡	18億4千万㎡	従前と同じ	森林整備保全事業計画(令和元年5月閣議決定)に基づき、林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、現状の16億9千万㎡から令和5年度に20億7千万㎡まで増加させることとし、これに向けて、毎年一定量(7千万㎡/年程度)で増加させることとした。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H30基準値)÷(当該年度目標値-H30基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
-------	-------	---------------------	--------------------	---	---	---	---------	---------	-------	--	-------	---	-------

設定理由 現行の目標値は、森林・林業基本計画(平成28年5月閣議決定)で路網整備の目標が見直されたことを踏まえ、平成28年度に設定されたもの。今般、森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に合わせて、森林整備保全事業計画が策定され、新たな成果指標が示されたため、政策評価における目標値を見直し、あわせて目標年度も見直すこととした。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野		① 森林の有する多面的機能の発揮												
施策		(5) 国土の保全等の推進												
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類	
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度						
現行	①山地災害等の防止	ア 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	54.7千集落 (平成25年度)	58.0千集落 (平成30年度)	56.7千集落 (55.8千集落)	57.3千集落 (56.0千集落)	58.0千集落 (56.2千集落) (暫定値) (9月上旬頃把握予定)	—	—	近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。	各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約6百集落/年)向上させ、平成30年度までに5万8千集落まで増加させることとした。	事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の集落に対する治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S1-差
	見直し	従前と同じ	ア 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	56.2千集落 (平成30年度)	58.6千集落 (令和5年度)	—	—	—	56.7千集落	57.2千集落	近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。	各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H30基準値)÷(当該年度目標値-H30基準値)×100 Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

設定理由

森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に併せて、令和元年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評価における目標を見直すもの。
この目標は、昨年10月に策定した全国森林計画に掲げる「治山事業施行地区数」の達成に必要な治山対策の実施箇所数を算出し、その当初5年間の実施により保全される集落数を推計したものであるが、全国森林計画では、東日本大震災での被災箇所の復旧や海岸防災林の整備等が順調に進捗し、復興事業の事業量が減少してきていることを踏まえ、「治山事業施行地区数」の目標を下げて設定したところであり、それを受けて、森林整備保全事業計画に定める本目標も、前回よりも低いものとしたところ。
(全国森林計画(計画期間15年)に定める治山事業施行地区数…前計画:341.5百地区、現計画:323.4百地区)

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ① 森林の有する多面的機能の発揮

施策 (5) 国土の保全等の推進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①山地災害等の防止	適切に保全されている海岸防災林等の割合	98% (平成25年度)	100% (平成30年度)	99% (98%)	99% (98%)	100% (98%) (暫定値) (9月上旬頃把握予定)	—	—	安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約7,400Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。	各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、平成30年度までに概ね100%まで増加させることとした。	事業実施都道府県等からの実績報告により、機能が低下した海岸防災林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。	達成度合(%)=(海岸防災林等の延長-(機能が低下した海岸防災林等の延長-当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長))÷海岸林等の延長×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一他

見直し

従前と同じ	従前と同じ	96% (平成30年度)	100% (令和5年度)	—	—	—	97%	98%	安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約9,000Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。	各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。	従前と同じ	従前と同じ	従前と同じ
-------	-------	-----------------	-----------------	---	---	---	-----	-----	--	---	-------	-------	-------

設定理由

森林法第4条の規定に基づく全国森林計画の策定に併せて、令和元年5月に森林整備保全事業計画が策定され、新たな目標が設定されたため、政策評価における目標を見直すもの。
海岸防災林等の延長は、5年ごとに都道府県等が調査しているものであるが、今回の計画策定に当たっては、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対して機能の発揮が期待される海岸林、例えば、海岸部で十分な林帯幅を有し、今後保安林の指定が見込まれる森林なども対象としたことから、その延長が大きく増加したところ。
なお、本指標は100%を目標とする維持型の指標であるが、毎年、災害の発生や病虫害などにより機能が低下する森林も生じていることから、引き続き概ね100%の保全を目標として取り組むこととしている。

事前分析表の見直し(概要)

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ⑩ 林業の持続的かつ健全な発展

施策 (1) 望ましい林業構造の確立

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標- 計算分類
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度					
①効率的かつ安定的な林業経営の育成	ア 民有林における森林経営計画の作成率	26% (平成25年度)	60% (平成32年度)	40% (31%)	45% (30%)	50% (29% (暫定値))	55%	60%	林業の成長産業化に向けて望ましい林業構造の確立を図るため、森林施業の集約化等を通じて意欲ある者による森林経営計画の作成・実施を推進していく必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。	各年度の目標値については、各年度一定割合(5%/年)で向上させ、平成32年度までに作成率を60%まで増加させることとした。	都道府県等からの実績報告により把握。	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一直

見直し

従前と同じ	ア 私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	71% (平成27年度)	100% (令和10年度)	-	-	-	76%	78%	森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。	各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。	従前と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一差
-------	------------------------------	-----------------	------------------	---	---	---	-----	-----	---	--	-------	---	------

設定理由 平成31年4月から森林経営管理法(平成30年法律第35号)が施行され、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度が措置されたところ。このような政策の見直しを踏まえ、集積・集約化が必要な森林での取組を評価できる指標として、「私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合」に見直すもの。なお、見直し後の指標は、森林経営計画が作成された私有人工林も含んでおり、現行の指標の一部を内包するとともに、公有林や天然林を除き、対象を私有人工林とすることで、真に集積・集約化が必要な森林を対象としたものとなっている。

事前分析表の見直し(概要)

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野 ㊦ 水産資源の回復

施策 (1) 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
資源管理の高度化	(ア) 中位又は高位水準の魚種の比率	平成15～29年度における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	53.8% (56.3%)	53.8% (53.8%)	直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	我が国周辺水域の資源水準は、評価対象魚種のうち約5割が低位にあり、適切な資源管理により資源の維持・増大を図ることが重要となっているため、資源の状況を的確に示すものとして、我が国周辺水域の資源評価対象魚種のうち、資源動向が中位と高位にある魚種の比率の動向を測定指標として選定した。	・資源評価対象魚種のうち、資源動向が高位又は中位にある魚種(46種84系群)の直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率とすることとして選定し、毎年度の目標値とした。	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。	直近15年間の資源評価結果における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率(目標値)と実績値との差が、A(おおむね有効): 3.0%≦実績値-目標値、B(有効性の向上が必要): 0%≦実績値-目標値<3.0%、C(有効性に問題): 実績値-目標値<0% とする。	0-差

見直し

従前と同じ	ア 資源評価対象魚種のうち中位又は高位水準の魚種が占める割合	平成15～29年度における測定指標	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	従前と同じ	従前と同じ	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	我が国周辺水域の資源水準は、評価対象魚種のうち約5割が低位にあり、適切な資源管理により資源の維持・増大を図ることが重要となっているため、資源の状況を的確に示すものとして、我が国周辺水域の資源評価対象魚種のうち、資源動向が中位と高位にある魚種の割合の動向を測定指標として選定した。	・資源評価対象魚種(46種80系群)のうち資源動向が中位又は高位にある魚種が占める割合の直近15年間の中で上位10番目の値とすることとして選定し、毎年度の目標値とした。	従前と同じ	資源評価対象魚種のうち中位又は高位水準の魚種が占める割合の直近15年間の中で上位10番目の値(目標値)と実績値との差が、A(おおむね有効): 3.0%≦実績値-目標値、B(有効性の向上が必要): 0%≦実績値-目標値<3.0%、C(有効性に問題): 実績値-目標値<0% とする。	従前と同じ
-------	--------------------------------	-------------------	------------------------	-------	-------	------------------------	------------------------	------------------------	---	--	-------	--	-------

設定理由

現行の指標等の記載について、より平易な文章に修正したため。
また、系群数の記載ミスがあったので、修正したため。(なお、目標値や実績値の修正はない。)

事前分析表の見直し(概要)

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野 ⑳ 漁村の健全な発展

施策 (1) 漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	ア 海岸堤防等の個別施 設ごとの長寿命化計 画(個別施設計画)の 策定率	約1% (26年度)	100% (32年度)	32% (39%)	54% (71%)	77%	100%	-	社会資本整備重点計画における水 産庁の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当 該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直



見直し

②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	ア 海岸堤防等の個別施 設ごとの長寿命化計 画(個別施設計画)の 策定率	1% (26年度)	100% (令和2年度)	-	-	-	100%	-	社会資本整備重点計画における海 岸四省庁(国土交通省水管理・国 土保全局、港湾局、農林水産省農 村振興局、水産庁)の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/令 和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直
----------------------------	--	--------------	-----------------	---	---	---	------	---	--	--------------------------------	---	---	------

設定理由

昨年度、同じ指標を使用している農村振興局所管の事業レビュー所見において、
本事業は、成果指標の「海岸堤防等の整備率を57%に向上させる」が事業の効果を図る上で適切なものとなっていない。以上のことから「適切な指標の設定」を行うべきである。よって、本事業は「事業内容の一部改善」とする。
との指摘を受けている。

新たな指標を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で採用している社会資本重点計画に記載されている海岸4省庁全体の目標値を採用する結果に至ったため。

事前分析表の見直し(概要)

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野 ⑫ 漁村の健全な発展

施策 (1) 漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	イ 南海トラフ巨大地震・ 首都直下型地震等の 大規模地震が想定さ れている地域等に おける海岸堤防等の整 備率	約16% (26年度)	約66% (32年度)	45% (68%)	54% (77%)	59%	66%	-	社会資本整備重点計画における水 産庁の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当 該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直



見直し

②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	イ 南海トラフ巨大地震・ 首都直下型地震等の 大規模地震が想定さ れている地域等に おける海岸堤防等の整 備率	約39% (26年度)	約69% (令和2年度)	-	-	-	69%	-	社会資本整備重点計画における海 岸四省庁(国土交通省水管理・国 土保全局、港湾局、農林水産省農 村振興局、水産庁)の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/令 和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直
----------------------------	---	----------------	-----------------	---	---	---	-----	---	--	--------------------------------	---	---	------

設定理由

昨年度、同じ指標を使用している農村振興局所管の事業レビュー所見において、
本事業は、成果指標の「海岸堤防等の整備率を57%に向上させる」が事業の効果を図る上で適切なものとなっていない。以上のことから「適切な指標の設定」を行うべきである。よって、本事業は「事業内容の一部改善」とする。
との指摘を受けている。
新たな指標を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で採用している社会資本重点計画に記載されている海岸4省庁全体の目標値を採用する結果に至ったため。

事前分析表の見直し(概要)

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野 ⑫ 漁村の健全な発展

施策 (1) 漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	ウ 南海トラフ巨大地震・ 首都直下型地震等の 大規模地震が想定さ れている地域等にお ける、水門・樋門等の 自動化・遠隔操作化 率	約32% (26年度)	約89% (32年度)	53% (68%)	65% (77%)	77%	89%	-	社会資本整備重点計画における水 産庁の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/当 該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直



見直し

②漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	ウ 南海トラフ巨大地震・ 首都直下型地震等の 大規模地震が想定さ れている地域等にお ける、水門・樋門等の 自動化・遠隔操作化 率	約43% (26年度)	約82% (令和2年度)	-	-	-	82%	-	社会資本整備重点計画における海 岸四省庁(国土交通省水管理・国 土保全局、港湾局、農林水産省農 村振興局、水産庁)の目標値	社会資本整備重点計画(平成27年 9月18日閣議決定)	社会資本整備重点計画における指 標フォローアップ調査により把握 (農林水産省・国土交通省の海岸 担当部局による共同調査)	達成度合=当該年度実績値/令 和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90% 以上150%以下、Bランク:50%以 上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-直
----------------------------	--	----------------	-----------------	---	---	---	-----	---	--	--------------------------------	---	---	------

設定理由

昨年度、同じ指標を使用している農村振興局所管の事業レビュー所見において、
本事業は、成果指標の「海岸堤防等の整備率を57%に向上させる」が事業の効果を図る上で適切なものとなっていない。以上のことから「適切な指標の設定」を行うべきである。よって、本事業は「事業内容の一部改善」とする。
との指摘を受けている。
新たな指標を検討したところ、国土交通省と整合を図ることが適切であると判断し、国土交通省で採用している社会資本重点計画に記載されている海岸4省庁全体の目標値を採用する結果に至ったため。